国立研究開発法人産業技術総合研究所の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部を改正する省令

国立研究開発法人産業技術総合研究所の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成十三年経済産業省令第百八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（業務方法書の記載事項） **第四条**　研究所に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。 一～五　［略］ 六　研究所法第十一条第一項第六号に規定する出資並びに人的及び技術的援助に関する事項 七～十　［略］	（業務方法書の記載事項） **第四条**　研究所に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。 一～五　［略］ 六　研究所法第十一条第一項第六号に規定する出資（金銭の出資を除く。）並びに人的及び技術的援助に関する事項 七～十　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、平成三十一年一月十七日から施行する。

○経済産業省令第六号

研究開発システム改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律の一部を改正する法律（平成三十年法律第九十四号）の施行に伴い、及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二十八条第二項の規定に基づき、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年一月十七日　経済産業大臣　世耕　弘成

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部を改正する省令

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成十五年経済産業省令第百二十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（業務方法書の記載事項） **第四条**　機構が行う業務に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。 一～十三　［略］ 十四　機構法第十五条各号に掲げる業務のうち科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号）第二十七条の二第一項に規定する特定公募型研究開発業務として行うものに要する費用に充てるための基金に関する事項 十五～十七　［略］	（業務方法書の記載事項） **第四条**　機構が行う業務に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。 一～十三　［略］ ［新設］ 十四～十六　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、平成三十一年一月十七日から施行する。

○経済産業省令第七号

研究開発システム改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律の一部を改正する法律（平成三十年法律第九十四号）の施行に伴い、及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二十八条第二項の規定に基づき、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年一月十七日　経済産業大臣　世耕　弘成

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成十六年経済産業省令第九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（業務方法書の記載事項） **第一条の四**　機構に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。 一～十八　［略］ 十九　機構法第十一条第一項第十九号に規定する出資並びに人的及び技術的援助に関する事項 二十　機構法第十一条第一項第二十号に規定する附帯する業務に関する事項 二十一～二十六　［略］ （機構が取得した株式に対する独立行政法人会計基準の適用） **第九条の二**　機構法第十一条第一項第一号に規定する業務、同項第十九号に規定する業務及び同項第二十号に規定する業務（同項第四号に掲げる業務に附帯する業務に限る。）のために取得した株式（当該株式の取得により、機構が当該株式を発行する会社の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができるものとして経済産業大臣が定めるものに限る。）については、独立行政法人会計基準に定める関係会社株式とみなして、同基準を適用する。	（業務方法書の記載事項） **第一条の四**　機構に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。 一～十八　［略］ ［新設］ 十九　機構法第十一条第一項第十九号に規定する附帯する業務に関する事項 二十～二十五　［略］ （機構が取得した株式に対する独立行政法人会計基準の適用） **第九条の二**　機構法第十一条第一項第一号に規定する業務及び同項第十九号に規定する業務（同項第四号に掲げる業務に附帯する業務に限る。）のために取得した株式（当該株式の取得により、機構が当該株式を発行する会社の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができるものとして経済産業大臣が定めるものに限る。）については、独立行政法人会計基準に定める関係会社株式とみなして、同基準を適用する。